第四条に次の一項を加える。

2　極海域（船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第二条第六項に規定する極海域をいう。以下同じ。）を航行する船舶であつて公用に供するものについては、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、この省令の規定のうち極海域を航行する船舶に関する規定は、適用しない。

第三十九条第二項中「（昭和九年逓信省令第六号）」を削る。

第四十条第二項に次のただし書を加える。

ただし、極海域を航行する船舶であつて管海官庁が消火ホースの配置を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

第二章第一節中第五十二条の三の次に次の一条を加える。

（極海域を航行する船舶に対する追加措置）

第五十二条の四　極海域を航行する第一種船等に備え付ける消防設備に使用するポンプは、当該ポンプで使用する水その他の消火剤が凍結するおそれがない場所に配置しなければならない。

2　極海域を航行する第一種船等に備え付ける消防員装具及び個人装具は、暖房の設備がある場所に備え付けなければならない。

3　極海域を航行する第一種船等に備え付ける消火器は、当該消火器内の消火剤が凍結するおそれがない場所に配置しなければならない。ただし、当該船舶の航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。

4　極海域を航行する第一種船等の暴露部に備え付ける消防設備に使用する材料は、その使用目的及び使用状態に応じ、適正な化学成分及び機械的性質を有するものでなければならない。ただし、当該船舶の航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合は、この限りでない。

第二章第二節中第六十四条の二の次に次の一条を加える。

（極海域を航行する船舶に対する追加措置）

第六十四条の三　第五十二条の四の規定は、極海域を航行する第三種船等について準用する。

（海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正）

第八条　海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第十七項を第十八項とし、第十六項を第十七項とし、第十五項を第十六項とし、同条第十四項中「高速船航行条件証書」の下に「、極海域航行船証書」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14　この省令において「極海域航行船」とは、船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第二条第六項に規定する極海域航行船をいう。

第二条第一項に次の一号を加える。

九　極海域航行船証書（第六号の四様式）

第二条第二項第一号中「（昭和九年逓信省令第六号）」を削る。

第四条第一項第一号中「旅客船安全証書」の下に「及び極海域航行船証書（旅客船（原子力船を除く。）に係るものに限る。）」を加え、同項第二号中「原子力旅客船安全証書」の下に「及び極海域航行船証書（旅客船（原子力船に限る。）に係るものに限る。）」を加え、同項第三号中「高速船航行条件証書」の下に「、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）」を加える。

第五条第一項中「原子力旅客船安全証書」の下に「、極海域航行船証書（旅客船（原子力船に限る。）に係るものに限る。）」を加える。

第五条の二第四項中「国際照射済核燃料等運送船適合証書」の下に「、極海域航行船証書（旅客船に係るものに限る。）」を加える。

第六条第一項及び第二項中「高速船航行条件証書」の下に「、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）」を加え、同条第三項中「高速船航行条件証書」の下に「、極海域航行船証書」を加える。

第十二条中「及び国際液化ガスばら積船適合証書」を「、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書」に改める。

第六号の三様式の次に次の様式を加える。

第6号の4様式（第2条関係）

番号　第　　号
Certificate No.……

極海域航行船証書
POLAR SHIP CERTIFICATE

この証書は、極海域航行船証書のための設備の記録によって補足される。
This Certificate shall be supplemented by a Record of Equipment for the Polar Ship Certificate

日本国
JAPAN

公の印章

改正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。
Issued under the provisions of the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974, as amended under the authority of the Government of Japan

船舶の要目
Particulars of ship

船名
Name of ship……

船舶番号又は信号符字
Distinctive number or letters……

船籍港
Port of registry……

総トン数
Gross tonnage……

国際海事機関船舶識別番号
IMO Number……

この証書は、次のことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY:

1　この船舶が極海域を航行する船舶のための国際コードの適用の安全に関する規定に従って検査されたこと。
That the ship has been surveyed in accordance with the applicable safety-related provisions of the International Code for Ships Operating in Polar Waters.

2　検査の結果、この船舶の構造、設備、属具、無線局の配置、材質及びその状態が全ての点で満足するものであること並びにこの船舶がこのコードの関係規定に適合していることが確認されたこと。
That the survey showed that the structure, equipment, fittings, radio station arrangements, and materials of the ship and the condition thereof are in all respects satisfactory and that the ship complies with the relevant provisions of the Code.

本船は下記のとおり分類A/B/Cに属する
Category A/B/C ship as follows

アイスクラス及び強氷喫水の範囲
Ice Class and Ice Strengthened Draft Range

アイスクラス Ice class	最大喫水 Maximum draft		最小喫水 Minimum draft	
	船尾 Aft	船首 Fwd	船尾 Aft	船首 Fwd

2.1　船種：タンカー／旅客船／その他